

4-13 ホームエレベーター等の設置について

昇降機に関する確認申請等

1. エレベーター等の確認申請

建築物に設ける昇降機（エレベーター（段差解消機、椅子式階段昇降機等を含む）、エスカレーター、小荷物専用昇降機）の設置には、一部の建築物を除いて確認申請等が必要となります。

通常、昇降機の確認申請は、建築物の確認申請時に昇降機のメーカー等が決定していないことなどの理由から、建築物の確認申請とは別の申請（別願）で取り扱うことが一般的です。ただし、建築基準法第6条第1項第三号に該当する建築物に設置する場合は、建築物の確認申請に含めた申請（併願）となります。

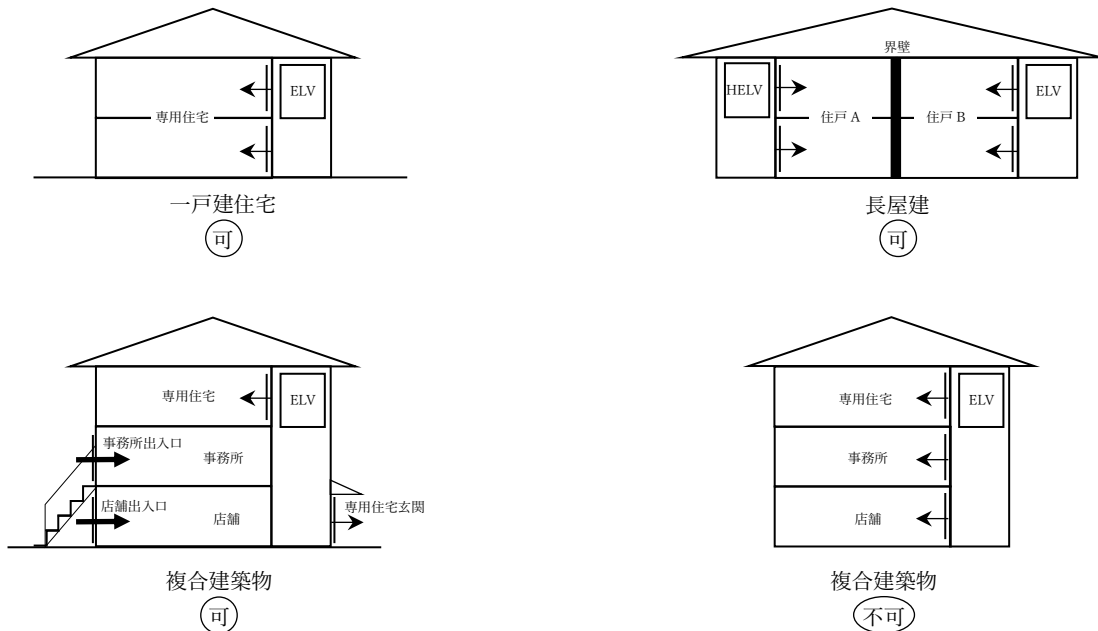
昇降機の設置には法令上の様々な制限があり、特にホームエレベーターについては、籠が住戸内のみを昇降する場合以外の設置は認められていません。

2. ホームエレベーターについて

ホームエレベーターとは、個人住宅の住戸内に設置することを目的とした家族専用の垂直式昇降機です。このことから不特定多数の人が利用する形態の場合は、その設置が認められません。また、日常の管理は建物所有者の責任により行われ、専門技術者による定期的な保守点検を依頼して安全確保に努める必要があります。

令和7年4月1日から、ホームエレベーターを既存建物に設置する場合は確認申請が不要となりました。新築等にホームエレベーターを設置する場合は、建築物の確認申請に併願する必要があります。なお、確認申請が不要であっても、設置する場合は建築基準法を遵守する必要があります。

[ホームエレベーターの例]



担 当	都市整備政策部 建築審査課 設備審査担当 電話番号 03-6432-7170 ファクシミリ 03-6432-7985
--------	---